

特定非営利活動法人プラウド札幌定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人プラウド札幌という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、少子高齢化社会が進展する中、誰もが最期まで誇りを持って生きられる社会の実現を目指し、身寄りのない高齢者の「尊厳」を守るために、生前、死後を支援するためのあらゆるサービスを創造し、提供することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 生前契約に関する啓発事業
 - ② 死後事務の受託事業
 - ③ 生前事務（身上監護、身元引受保証、生活支援等）の受託事業
 - ④ 任意後見人並びに成年後見人等の受託事業
 - ⑤ 遺言執行（遺言執行の履行補助を含む）及び遺産整理手続に関する事業
 - ⑥ 高齢者に対し、賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する相談その他の援助を行う事業
 - ⑦ 高齢者の居住不動産のリフォーム、売買、賃貸、管理支援事業
 - ⑧ 死後事務の受託に係る一般貨物自動車運送事業（霊柩の運送に限る）
 - ⑨ 高齢者の移動・福祉輸送支援に関する事業
 - ⑩ 目的達成に必要な人材育成並びに出版に関する事業
 - ⑪ この法人と同じ目的を持つ法人の設立、運営、支援に関する事業
 - ⑫ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
 - ① 遺贈寄附を受けた不動産の売買、賃貸、管理事業
 - ② 物品販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 既納の入会金及び会費は、返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人以上を副代表理事とする。

(役員の選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、以下の事項について議決する。

- (1) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (2) 事業計画及び活動予算の変更
- (3) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) その他運営に関する重要事項
- (7) 総会に付議すべき事項
- (8) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(臨時の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、札幌市に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	荒関誠人
副代表理事	荒関太
理事	石田由紀子
同	近藤白虎
監事	浅利佳世

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年9月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年9月30日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 10,000 円
- 正会員会費 1,000 円(年額)
- (2) 賛助会員会費 3,000 円(年額)

要綱様式 1

役員名簿

法人名		特定非営利活動法人プラウド札幌	
役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
代表理事	荒関誠人		有
副代表理事	荒関太		無
理事	石田由紀子		無
理事	近藤白虎		無
監事	浅利佳世		無

- 注 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載してください。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、札幌市特定非営利活動促進法施行条例第 2 条第 2 項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載してください。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3 分の 1 以下でなければなりません。
- 5 特定非営利活動促進法第 15 条の規定により、役員として理事 3 人以上、監事 1 人以上を置かなければなりません。また、定款に規定されている役員定数を遵守すること。
- 6 役員について、特定非営利活動促進法第 20 条に規定する「役員の欠格事由」に該当しないこと。また、特定非営利活動促進法第 21 条「役員の親族等の排除」の規定に違反しないこと。
- 7 監事は、理事又はその法人の職員を兼ねることはできません。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

設立趣旨書

1 趣 旨

近年、わが国では少子高齢化と核家族化が急速に進行し、かつてのように家族が最期を看取り、互いに支え合う家族介護・見守り機能の維持は極めて困難な時代を迎えています。とりわけ、当法人が活動の拠点とする札幌市においては、65歳以上の高齢者単独世帯数が令和7年に14万世帯に達しており、2040年に18万世帯を突破することが予想されています（出所：札幌市まちづくり政策局令和5年推計）。これに伴い、以下のような「身寄りのない高齢者」を取り巻く深刻な生活課題・経済的孤立が顕在化しています。

① 孤立死（孤独死）の増加

誰にも看取られず自宅で亡くなる孤立死（死後8日以上経過して発見されたケースを内閣府では孤立死と定義）は令和7年に全国で年間2.2万人（出所：内閣府）と推計されており、人生の最期において人間の尊厳が著しく損なわれる事態が発生しています。

② 生前および死後に対する心理的負担

医療機関への入院、介護施設への入所、あるいは民間賃貸住宅の新規契約等において必要とされる「身元保証人（身元引受人）」がいないため、必要な医療・福祉・住居へアクセスできない事例が多発しています。また、認知症等による認知機能の低下に伴う財産管理への不安や、死後の葬儀・火葬・遺品整理（死後事務）といった生前・死後の包括的な課題を託せる相手が周囲にいないという現状が、身寄りのない高齢者の深刻な心理的負担となっています。

③ 賃貸住宅市場における住宅困窮

民間賃貸住宅のオーナーや管理会社にとって、万が一の死亡時に長期間放置されることによる心理的・経済的リスク（高額な特殊清掃や原状回復費用、物件の心理的瑕疵化など）は甚大であり、これが高齢者の入居を躊躇・制限させる大きな要因となっています。

このような「制度や家族の限界」に起因する複合的な社会課題に対し、既存の行政サービスや公的扶助のみで臨機応変に対応することには限界があります。これらの法務的・生活維持的な課題に対し、WEBアプリケーション等を活用した高頻度かつ低コストの見守りサービスをはじめ、死後事務委任、身元保証、居住支援をシームレスに提供するために、本法人を設立することといたしました。本法人の活動を通じて、身寄りのない高齢者が人生の最期まで一人の自律した個人として「尊厳」を維持できる社会インフラを札幌に構築することを目指します。

2 申請に至るまでの経過

令和8年7月15日 発起人会を開催し、設立の趣旨、定款、事業計画及び活動予算、設立当初の役員などの案を提案し、審議の上決定

令和8年8月5日

特定非営利活動法人プラウド札幌

設立代表者 住所

氏名 荒関 誠人

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和9年9月30日まで

特定非営利活動法人プラウド札幌

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設する。
- ・効率的に高齢者の見守りを行うためのシステムを構築する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①生前契約に 関する啓発 事業	・ ホームページで生前契約 について情報提供し、市 民からの問い合わせに対 し、電子メール等で回答 する。	(A) ホームページ の開設後、随 時実施 (B) 主たる事務所 (C) 2 人	(D) 助言を希 望する市 民 (E) 300 人	526
②死後事務の 受託事業	・ 死後事務について契約、 遂行する。	(A) ホームページ の開設後、随 時実施 (B) 主たる事務所 (C) 2 人	(D) 委託を希 望する市 民 (E) 50 人	789
③生前事務 (身上監 護、身元引 受保証、生 活支援等) の受託事業	・ 見守り、身元引受保証に ついて契約、遂行する。	(A) ホームページ の開設後、随 時実施 (B) 主たる事務所 (C) 2 人	(D) 委託を希 望する市 民 (E) 260 人	2,631

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千円)
④ 任意後見人 並びに成年 後見人等の 受託事業	・ 任意後見人並びに成年後見人等について契約、遂行する。	・ 本事業年度は、実施予定なし。	-	-
⑤ 遺言執行 (遺言執行の 履行補助を 含む) 及び 遺産整理手 続に関する 事業	・ 遺言の執行及び遺産整理手続きについて執行する。	・ 本事業年度は、実施予定なし。	-	-
⑥ 高齢者に対し、賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する相談その他の援助を行う事業	・ 高齢者の居住支援を実施する。	(A) 不動産仲介会社と提携後、随時実施 (B) 主たる事務所 (C) 2 人	(D) 居住支援を希望する市民 (E) 5 人	1,052
⑦ 高齢者の居住不動産のリフォーム、売買、賃貸、管理支援事業	・ 高齢者の居住不動産のリフォーム、売買、賃貸、管理の支援を実施する。	・ 本事業年度は、実施予定なし。	-	-
⑧ 死後事務の受託に係る一般貨物自動車運送事業(霊柩の運送に限る)	・ 死後事務の契約者死亡時に霊柩運送する。	・ 本事業年度は、実施予定なし。	-	-
⑨ 高齢者の移動・福祉輸送支援に関する事業	・ 高齢者の移動・福祉輸送支援を実施する。	・ 本事業年度は、実施予定なし。	-	-

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
⑩ 目的達成に必要な人材育成並びに出版に関する事業	・ 目的達成に必要な人材教育並び出版を行う。	(A) 従業員雇用時 随時教育を実施。出版は実施予定なし。 (B) 主たる事務所 (C) 2 人	(D) 従業員 (E) 2 人	264
⑪ この法人と同じ目的を持つ法人の設立、運営、支援に関する事業	・ 札幌市以外の地域でこの法人と同じ目的を持つ法人設立を計画している方に対して、支援を実施する。	・ 本事業年度は、実施予定なし。	-	-
⑫ その他この法人の目的を達成するために必要な事業	・ その他この法人の目的を達成するために必要な事業を実施する。	・ 本事業年度は、実施予定なし。	-	-

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 遺贈寄附を受けた不動産の売買、賃貸、管理事業	・ 遺贈寄附を受けた不動産の売買、賃貸、管理を行う。	・ 本事業年度は、実施予定なし。	-	-
② 物品販売事業	・ 物品販売を行う。	・ 本事業年度は、実施予定なし。	-	-

令和9年度の事業計画書

令和9年10月1日から令和10年9月30日まで

特定非営利活動法人プラウド札幌

1 事業実施の方針

- ・令和9年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・従業員の雇用を確実に実施することから人材育成に注力する

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①生前契約に 関する啓発 事業	・ホームページで生前契約 について情報提供し、市 民からの問い合わせに対 し、電子メール等で回答 する。	(A)随時実施 (B)主たる事務所 (C)3人	(D)助言を希 望する市 民 (E)1,000人	2,039
②死後事務の 受託事業	・死後事務について契約、 遂行する。	(A)随時実施 (B)主たる事務所 (C)3人	(D)委託を希 望する市 民 (E)170人	3,059
③生前事務 (身上監 護、身元引 受保証、生 活支援等) の受託事業	・見守り、身元引受保証に ついて契約、遂行する。	(A)随時実施 (B)主たる事務所 (C)3人	(D)委託を希 望する市 民 (E)800人	10,197

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千円)
④ 任意後見人 並びに成年 後見人等の 受託事業	・ 任意後見人並びに成年後見人等について契約、遂行する。	・ 本事業年度は、実施予定なし。	-	-
⑤ 遺言執行 (遺言執行の 履行補助を 含む) 及び 遺産整理手 続に関する 事業	・ 遺言の執行及び遺産整理手続きについて執行する。	・ 本事業年度は、実施予定なし。	-	-
⑥ 高齢者に対し、賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する相談その他の援助を行う事業	・ 高齢者の居住支援を実施する。	(A) 随時実施 (B) 主たる事務所 (C) 3 人	(D) 居住支援を希望する市民 (E) 15 人	4,079
⑦ 高齢者の居住不動産のリフォーム、売買、賃貸、管理支援事業	・ 高齢者の居住不動産のリフォーム、売買、賃貸、管理の支援を実施する。	・ 本事業年度は、実施予定なし。	-	-
⑧ 死後事務の受託に係る一般貨物自動車運送事業(霊柩の運送に限る)	・ 死後事務の契約者死亡時に霊柩運送する。	・ 本事業年度は、実施予定なし。	-	-
⑨ 高齢者の移動・福祉輸送支援に関する事業	・ 高齢者の移動・福祉輸送支援を実施する。	・ 本事業年度は、実施予定なし。	-	-

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
⑩目的達成に必要な人材育成並びに出版に関する事業	・目的達成に必要な人材教育並び出版を行う。	(A) 従業員雇用時 随時教育を実施。出版は実施予定なし。 (B) 主たる事務所 (C) 3 人	(D) 従業員 (E) 2 人	1,019
⑪この法人と同じ目的を持つ法人の設立、運営、支援に関する事業	・札幌市以外の地域でこの法人と同じ目的を持つ法人設立を計画している方に対して、支援を実施する。	・本事業年度は、実施予定なし。	-	-
⑫その他この法人の目的を達成するために必要な事業	・その他この法人の目的を達成するために必要な事業を実施する。	・本事業年度は、実施予定なし。	-	-

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①遺贈寄附を受けた不動産の売買、賃貸、管理事業	・遺贈寄附を受けた不動産の売買、賃貸、管理を行う。	・本事業年度は、実施予定なし。	-	-
②物品販売事業	・物品販売を行う。	・本事業年度は、実施予定なし。	-	-

設立当初の事業年度 活動予算書

法人設立の日から令和9年9月30日まで

特定非営利活動法人ブラウド札幌

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	110,000		
賛助会員受取会費	90,000	200,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	60,000	60,000	
3. 事業収益			
見守りサービス受託収入	2,158,000		
終活受託収入	10,600,000		
入院保証受託収入	60,000		
賃貸保証受託収入	60,000	12,878,000	
1. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			13,138,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	1,200,000		
法定福利費	180,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	100,000		
人件費計	1,480,000		
(2) その他経費			
会議費	180,000		
旅費交通費	180,000		
減価償却費	0		
支払手数料	1,000,000		
賃借料	594,000		
水道光熱費	108,000		
事務用消耗品費	108,000		
リース料	108,000		
新聞図書費	216,000		
租税公課	1,288,000		
支払利息	0		
その他経費計	3,782,000		
事業費計		5,262,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	600,000		
法定福利費	90,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	100,000		
人件費計	790,000		
(2) その他経費			
会議費	180,000		
旅費交通費	180,000		
減価償却費	0		
支払手数料	0		
賃借料	66,000		
水道光熱費	12,000		
事務用消耗品費	12,000		
リース料	12,000		
新聞図書費	24,000		
支払利息	0		
その他経費計	486,000		
管理費計		1,276,000	
経常費用計			6,538,000
当期経常増減額			6,600,000
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			6,600,000
法人税、住民税及び事業税			2,024,000
当期正味財産増減額			4,576,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			4,576,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

令和9年度 活動予算書
令和9年10月1日から令和10年9月30日まで
特定非営利活動法人ブラウド札幌
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	10,000		
賛助会員受取会費	90,000	100,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	60,000	60,000	
3. 事業収益			
見守りサービス受託収入	11,147,000		
終活受託収入	35,000,000		
入院保証受託収入	270,000		
賃貸保証受託収入	270,000	46,687,000	
4. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			46,847,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	10,200,000		
法定福利費	1,530,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	200,000		
人件費計	11,930,000		
(2) その他経費			
会議費	300,000		
旅費交通費	360,000		
減価償却費	0		
支払手数料	2,000,000		
賃借料	594,000		
水道光熱費	108,000		
事務用消耗品費	108,000		
リース料	108,000		
新聞図書費	216,000		
租税公課	4,669,000		
支払利息	0		
その他経費計	8,463,000		
事業費計		20,393,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	9,000,000		
給料手当	2,400,000		
法定福利費	360,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	200,000		
人件費計	11,960,000		
(2) その他経費			
会議費	300,000		
旅費交通費	360,000		
減価償却費	0		
支払手数料	0		
賃借料	66,000		
水道光熱費	12,000		
事務用消耗品費	12,000		
リース料	12,000		
新聞図書費	24,000		
支払利息	0		
その他経費計	786,000		
管理費計		12,746,000	
経常費用計			33,139,000
当期経常増減額			13,708,000
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			13,708,000
法人税、住民税及び事業税			4,947,000
当期正味財産増減額			8,761,000
前期繰越正味財産額			4,576,000
次期繰越正味財産額			13,337,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。